

甲賀市コミュニティバスの通学定期券の払い戻しについて

平素は、公共交通行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により学校が休業等となったことから、甲賀市コミュニティバスの定期券払い戻しについて下記のとおり取り扱いますのでご案内いたします。

1. 払い戻し特例期間

(甲賀市立小中学校) 2020年4月7日(火)～2020年4月19日(日)まで
(上記以外) 2020年4月10日(金)～2020年5月7日(木)まで

2. 対象となるお客さま

教育委員会からの要請や緊急事態宣言の発令等に伴い、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校・大学等の授業開始日が変更または休校となり、通学定期券の払い戻しを希望されるお客さま

3. 対象となる定期券

払い戻し特例期間の開始日を期間に含む通学定期券

4. 取り扱いの特例について

対象の払い戻し特例期間の開始日以降に定期券を使用されていない方は、特例期間内にお申し出いただければ、特例期間の開始日にさかのぼり事業者の規定に基づき払い戻しの手続きをさせていただきます。

ただし、特例期間中に定期券を使用された場合は、その最終使用日が払い戻しの基準日になります。

上記の特例期間以前から休校されている学校の利用者につきましては、定期券の使用がなくても払い戻し特例期間の開始日を払い戻し基準日とさせていただきます。

いずれも、この特例措置は払い戻し特例期間中に受けられますので、詳しくは下記の事業者にお問い合わせください。

※ 甲賀市役所では払い戻しのお取り扱いができません。コミュニティバスについては、滋賀バス、シガ・エージェントシステム、信楽高原鐵道については、信楽駅で払い戻しができます。

問い合わせ先

滋賀バス	(水口) 62-7011	(甲西) 72-5611
シガ・エージェントシステム	(土山) 66-1251	
甲賀市公共交通推進課	69-2215	